

# 関東ブロック国公運営要綱

1991. 6. 25制定

2003年10月25日改定

2007年10月27日改定

## 1、名称

国家公務関連労働組合関東ブロック協議会（略称、関東ブロック国公）とする。

## 2、関東ブロック国公の事業

- (1) 各県・各単組間の情報交換や交流を深め、諸活動の前進を図る。
- (2) 労働条件の改善を図るため、関東・甲信越各県（1都9県）・各単組（地協・地連・地本）の力を総結集して闘う。具体的には、以下の要求を掲げて闘う。
  - ①賃金要求の実現、調整手当の改善
  - ②昇任・昇格の改善、その他の労働条件、各機関格差の是正、性別・組合所属による差別反対
  - ③公務員宿舎の建設、修理・修繕要求の実現
  - ④増員、残業改善、労働時間短縮、週休2日制の実現、機構の統廃合反対など、合理化反対
  - ⑤国立病院などの統廃合反対、政府機関等の地方移転反対
- (3) 行政・司法の民主化を勝ち取り、国民との連帯を広げるために闘う。
- (4) 各単組・各県の独自の闘いを援助し、支援して闘う。
- (5) 闘う労働運動の発展・強化、地区国公の確立・発展、青年・女性の運動の強化に向け、各県・各単組の力を傾注して、国公産別として積極的な役割を果たす。

## 3、関東ブロック国公の構成

この協議会は、関東・甲信越各県（1都9県）の県国公と各単組の地協・地連・地本など、関東・甲信越全域に傘下組織を持つ国公関連の各組合によって構成する。また、青年・女性層の団結と行動を強めるため、青年協議会、女性協議会を各県国公に確立し、横断的な交流や活動などの援助を行う。

## 4、機関配置について

この協議会に以下の機関を置く。

- (1) 総 会 年1回
- (2) 幹 事 会 必要に応じて（2ヵ月に1回程度）

## 5、総会について

- (1) 総会は、この協議会の最高決議機関であり、各県国公の代表2名、各単組代表若干名（組織人員1000名以上は2名、1000名以下は1名）によって構成され、議長が毎年10月に招集する。総会の議決権は代議員のみとする。
- (2) 臨時総会

次の場合、議長は総会を招集しなければならない。

- ①加盟県国公・各単組の3分の1の要求があった時。
- ②幹事会が必要と認めた時。

### (3) 総会の成立

総会は、代議員定数の3分の2及び、加盟県国公と各単組の3分の2以上の出席がなければ成立はしない。但し、代議員1名につき、1名の委任状により出席と認める。

### (4) 総会の議長

総会の議長は、出席代議員の中より選出する。

### (5) 議事

総会の議事は出席代議員の満場一致を原則として決定する。

### (6) 総会で議決する議題

- ①運動の総括と方針案
- ②運営要綱の改廃
- ③決算報告と財政方針案
- ④役員の改選
- ⑤その他、必要事項

## 6、幹事会について

幹事会は、総会に次ぐ議決機関であり、総会の議決に従って運営執行する。役員及び、加盟各県国公と各単組の代表1名によって構成する。

### (1) 幹事会の招集

幹事会は、原則として2ヵ月に1回程度、議長が招集する。但し、幹事会の3分の1以上の要求があった時は、早急に招集しなければならない。

### (2) 幹事会の成立

幹事会の成立は、構成員の過半数によって成立する。

### (3) 幹事会の議事

幹事会の議事は、原則として満場一致で決定するものとする。

## 7、役員配置と各県国公と各単組の役割分担

この協議会に以下の役員を置く

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 幹事 加盟各県国公及び、各単組地協、地連、地本より1名、但し、4役と重複しない形で選出する。
- (6) 会計監査 2名

## 8、役員を選出及び、任期について

### (1) 役員を選出

役員は総会において選出する。なお、選出の方法は総会で決める。

### (2) 役員の任期

役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

## 9、財政について

この協議会の財政は、加盟各県国公・各単組の分担金及び、国公労連の交付金、その他でまかなう。分担金の決定及び、改正は総会で決定する。

### (1) 分担金の拠出について

分担金の拠出については、県国公と各単組の地協、地連を区別して分担することとする。但し、年額とする。

①県国公及び、各単組の地協、地連、地本については、以下の方式で分担金を案分する。

i 県国公については組織人員×10円+10,000円(但し、10円未満きり捨て)

ii 単組については組織人員×30円+10,000円(但し、10円未満きり捨て)

(但し単組については18期は10円、19期は20円)

### (2) 会計年度

この連絡協議会の会計年度は、10月1日より、次年度の9月30日までとする。